

答

渡邊 等 教育長

小中一貫教育は、小学校再編にあたり、保護者・地域からの要望として新しい教育づくりが求められてきたことから、再編後における小中一貫教育の導入を図るための取り組みを検討してきました。趣旨としては、義務教育として行われる教育の目標を達成するため、小中学校の9年間を連続した期間として見通した中での学習指導を行い、各学年段階における児童生徒の学力向上を図ること。また、現在の6・3制の制度の中で進学した際に学校生活に対応できない、いわゆる中1ギャップなどの学校の接続の課題を踏まえ、9年間の一貫した生徒指導体制と進級体制を図るとして取り組みを進めているところです。

保護者の方々には、中学校は平成27年2月のPTA懇談会で、小学校は同年4月の土曜授業PTA懇談会で、「小中一貫校構想に係る今後の取り組みについて」これまでの導

入の目的及び経緯についてお話しさせていただきました。

このたび、本年6月の参議院本会議で、小中一貫校を制度化する改正学校教育法が成立し、平成28年4月から施行されると決定しましたので、今後、小中学校の教職員による合同の準備委員会を設置するなど、9年間の教育課程をどうつなげるか、また、学習体制や諸課題についても検討を進め、学校だより等を通じて、保護者の方々にもお知らせしたいと考えています。その後、保護者も含めた推進委員会を設置し、小中一貫校の設置に向けての取り組みを進めて参りたいと考えていますので、ご理解をいただきたく思います。

再問

中村俊之議員

様々な問題や課題がある中、小中学校の校舎が離れているため、整合性がとれなくなるのではという保護者の不安が多く見込まれます。保護者にも意見を求め、実施までに時間を要するのであ

ればアンケートをとるなどの対応を検討して欲しいと思いますが所見を伺います。

答

渡邊 等 教育長

再編当時の保護者の方々については、再編のための放課後子ども教室や通学対策等を含め小中一貫教育の話をしていっているので比較的理解いただいていると感じていますが、再編に直接関わっていない幼稚園や保育所の保護者については理解が得られていないのかなと思っております。

様々な課題はありますが、小中学校の垣根を越えた9年間の教育課程を編成し、社会にできるための基礎学力をつけることが目的であることを、保護者の方々にも十分理解を求めていきたいと考えています。詳しい課題については、現在小中学校合わせた10名の先生方に検討してもらっていますので、その結果を基に、保護者の代表も含めて進めていきたいと考えています。

スキー場について

問

中村俊之議員

三年前に小清水スキー少年団が発足され、現在約50名の団員と指導者・保護者で構成されるスキー協会員が47名と町民のスキーヤーが年々増えています。

現在のスキー場に一晚50〜70名のスキーヤーが集まることとありますが、山の形状により滑走面が狭く、ロープ塔の斜面も傾き危険な状況です。何か改善策はありますか。

答

渡邊 等 教育長

町民スキー場は、昭和62年度に現状の山をスキー場の斜面として整備するとともに全長300メートルのロープ塔と休憩ロッジ、夜間照明を設置しています。

また、平成25年度には老朽化により、安全性を図るため、ロープ塔の全面改修を行っております。

現在、施設の管理は、指定管理者の小清水町委託事業協同組合にお願いし、降雪時にはできる限り平らな形状となるよう、また、雪が少ない場合は危険な斜面ができないよう、圧雪車等による雪の管理を行っております。

ご質問の一度に多くの利用者が使用する場合については、スキー場内で危険な状態とならないよう場内整理等を実施していますが、改めて指定管理者に対し、利用者への施設の安全な利用方法の指導を徹底するとともに、安全な利用が図られるようスキー協会へもお願いし、今後も安全対策に努めたいと考えています。

再問

中村俊之議員

安全性については理解しましたが、スキー場頂上の中学校に影響がなければ、山の土を削って滑走面を広げるような整備をすると、衝突事故の予防や技術の向上につながると思いますので再度所見を伺います。

答

渡邊 等 教育長

スキー場には様々な斜面があり危険も潜んでいます。スキーは楽しい反面、危険であるという裏表の面を十分子どもたちに教えることも必要であると思います。

斜面の早急な整備については現在計画していませんが、スキー協会からの要望もありましたので、今後の検討課題にしたいと思っています。

市街地の空き家対策について

問

森 浩 議員



森 浩 議員

平成23年12月定例会で空き家・老朽家屋の対策について質疑をしていますが、答弁では大変困難な問題で引き続き慎重な対応とのことでした。さて、平成27年5月に空家

等対策の推進に関する特別措置法が施行され、町も何らかの計画を講じなければならぬと思います。長年の懸案でありますこの特措法にかかる当町の計画及び町長の考えをお聞かせします。

答

林 直樹町長

町で老朽家屋と認識している家屋は現在9棟有り、随時調査を実施し、危険が予想される場合や治安上の問題がある場合など、これらの所有者又は管理すべき者に対して、解体や安全対策について改善を求めているところです。本年5月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、市町村は国の基本指針に即した空家等対策計画の策定及び協議会の設置をすることができるようになりました。

特別措置法が全面施行されたことは、一定の前進ですが、実効性には管内の自治体から疑問の声もあり、ただちに危険な空き家に対する円滑な対応につながるかは透明なた

め、今後も引き続き、最低限の安全を確保できる応急的な措置をお願いするとともに、抜本的な改善を求めていきたいと思っております。

再問

森 浩 議員

過去の答弁より危険家屋が増えています。原因は出ていく住人と事前にコミュニケーションがとれていないからではないかと思えます。今回増えた家屋についても、役場に相談がなかったのか伺います。

答

林 直樹町長

過去に、古い住宅と敷地を寄付するので引き取って欲しいとの依頼がありました。利用計画が無いのに、町民の税金で住宅の取り壊しや敷地の維持管理をすることはできないとお断りした事例はあります。

その他に転出時に事前相談された例はありません。また、危険な空き家がある

のうえ最低限の応急措置をして、その経費を支払ってもらった例はありますので、今後も同様の対応で周囲の安全を確保したいと思えます。

再々問

森 浩 議員

町もぜひアンテナを高くして、転出前の初期段階で話を進めることが大事だと考えますし、貰うのではなく、転用するような方法も考えて欲しいと思えますが所見を伺います。

答

林 直樹町長

今後、空き家になる住宅等の相談窓口について、広報等で改めて周知をしたいと考えています。

今回の特措法で、危険家屋を町が行政代執行で取り壊しできるようにりましたが、その代金を所有者に請求しても実際には支払って貰えないのが現実です。

議員の皆さんも何か良き方法がありましたら、ぜひ提案いただき、お互いに勉強していきたいと思えます。

皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

- 編集 議会報編集特別委員会
- 委員長 槻間 善高
- 副委員長 工藤 孝一
- 委員 林 幸雄、森 浩、八木 勝正、中村 俊之

記載内容については、議会事務局までお問い合わせ下さい。

議会事務局 電話 0152-62-4477 (直通)

質問は要約されています

議会だよりでは、紙面の都合により、質問・答弁の内容を要約しております。詳しくお知りになりたい方は、議会事務局へお問い合わせください。